

23 労雇号外  
平成 23 年(2011 年)4 月 27 日

地方事務所商工観光(建築)課長 様

労働雇用課長

被災地への市町村職員派遣に係る緊急雇用創出事業の活用について

今般の東日本大震災では、被災地の多くの市町村において行政機能に甚大な被害が発生しました。

その支援のため市町村が職員の派遣を行い、派遣に伴う市町村業務の繁忙に対応するため臨時職員を雇用する場合の基金事業活用の考え方について別紙のとおり整理しましたので、ご承知いただくとともに、市町村に周知してください。

なお、本件については、市町村の基金事業担当課だけでなく職員派遣に関わる担当課への周知についてもご配意願います。

労働雇用課雇用対策係  
(課長)吉澤 猛、(担当)酒井雅紀  
電話 026-235-7201  
FAX 026-235-7327  
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

## 被災地への市町村職員派遣に係る緊急雇用創出事業の活用について

長野県商工労働部労働雇用課

今般の東日本大震災では、被災地の多くの市町村においてその行政機能に甚大な被害が発生しました。

被災した市町村では、行政機能を回復させるため、業務に精通した被災していない市町村職員の長期派遣による人的支援が必要とされており、現在国において全国の派遣可能職員の取りまとめが行われております。

このような状況の中、市町村から、派遣による市町村業務の繁忙に対応するための臨時職員の雇用を雇用創出基金事業で行いたいとの要望が寄せられています。

このため、以下のとおり基金事業活用の考え方について整理しましたので、ご承知願います。

### 記

#### 1 緊急雇用創出事業活用の考え方

市町村において、被災地支援のため職員を派遣することで、臨時的に職員を雇用する必要が生じた場合、緊急雇用創出事業を活用することが可能です。

これは、事前に予測できない震災の発生にともなって被災地支援として職員派遣を行う結果、市町村における業務が繁忙となり、それら繁忙業務を行わせるために臨時職員を雇用するものであるとの考え方により基金の活用が認められるものです。

なお、単に職員の代替として臨時職員を雇用する場合は、緊急雇用創出事業を活用することはできません。

(上記の考え方については、厚生労働省に確認済み)

#### 2 緊急雇用創出事業活用の留意点

この取り扱いにより臨時職員を雇用する場合、退職した市町村職員の雇用も考えられるところですが、緊急雇用創出事業においては、特定の失業者のみを対象者とした事業や公務員の退職者対策のための事業は認められないため、臨時職員の募集に当たっては、他の事業と同様、ハローワークの活用など広く求職者に周知する必要があります。

#### (参考) 緊急雇用創出事業活用の根拠

緊急雇用創出事業実施要領(厚生労働省)第13 その他

緊急雇用創出事業実施要領(県)第11 その他

平成21年10月23日から平成24年3月31日までの間に限っては、地方公共団体による事務補助員等としての臨時職員の雇用については、業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合に補助の対象とするものであること。

雇用創出基金事業に関するQ A(統合版)(厚生労働省作成 22.7.27) 3 - 11

Q 地方公共団体における臨時職員の雇用の取扱如何。

A この場合において、配置部署の繁忙期が事前に予測されるものでなく、計画的に事務補佐員の措置を講ずることが困難である等、既存事業の振り替えとなっておらず、臨時・応急的に雇用吸収の受け皿として就業の場を新たに措置したものを対象とする。